

南満州鉄道附属地における神社境内地の公園的性格に関する研究

—近代日本公園史での位置づけ—

鬼塚 祐希

1. はじめに

1-1. 研究の背景および目的

日本初の公園が明治6(1873)年の太政官布告第16号での社寺の境内地転用により誕生して以降、内地の神社境内地^{註1)}は公園的性格を強め、公園との区別が曖昧となっていた。一方、南満州鉄道附属地(以下、附属地)でも当時大規模かつ近代的都市開発が行われる中で公園事業に対して大きな力が注がれていた。既存神社の存在しない附属地は、急速な近代化に伴い応急的に境内地を公園化した内地とは公園設置の背景が全く異なる筈だが、附属地の公園も神社と立地的な関係を有するものが多い。しかし、内地での思潮がいかに附属地に影響を及ぼしていたかを明らかにした研究は管見の限り無い^{註2)}。本研究では近代日本公園史の萌芽期に盛んに議論された境内地の公園的性格に関して、附属地での実態を明らかにし、近代日本公園史の潮流を補完することを目的とする。

1-2. 研究の方法

本研究は当時の史料を基とした文献調査によって行った。研究の対象は、主に満州国への行政権移譲に伴って、昭和14(1939)年に南満州鉄道株式会社(以下、満鉄)によって編纂された『満鉄附属地経営沿革全史』(以下『沿革全史』と略記)に即し、神社については全32社、公園については全46公園とした。また、当時の地形図や附属地平面図などを利用し、附属地の境内地及び公園の具体的な変遷や特性を明らかにする。

2. 内地での境内地の公園化を巡る動向

本章では、附属地と内地の間での思潮の関連性を明らかにするために前提となる内地での社寺境内地の公園化に関する流れを概観する。

(1) 社寺の付属物としての公園誕生(明治初期～中期)

明治6(1873)年、太政官布告第16号にて浅草寺、増上寺、寛永寺、富岡八幡社等の境内地および飛鳥山が公園に指定された。これが国内初の公園に関する法令であり、社寺境内地から転用によって公園は誕生したのである。この頃より「公園とは社寺や旧宅の付属物である」とする概念が内地において定着し始める^{註3)}。明治22(1889)年の市区改正(旧設計)でも社寺領

上知令によって官有地となっていた社寺境内地を公園として利用する方針(半公園半借地による管理運営)が取りまとめられる。これは近代化に伴う公園の需要の増加と人口高密度化に伴う用地確保の難化という相反する二つの問題を解消する折衷案でもあった^{註4)}。

(2) 境内地の公園化是正(明治中期～大正期)

前述した流れの中で社寺境内地の文化的価値の喪失が危惧されるようになり、社寺境内地と公園は明確に区別すべきだという動きが当時の法令や規制等の中に徐々に見られるようになる(表1)。実際に明治14(1881)年の「日枝神社境内地公園御開設願」により誕生した麴町公園が、大正元(1912)年の日枝神社官幣大社昇格に伴い、大正9(1920)年の「麴町公園ヲ官幣大社日枝神社境内地ニ復旧セラレタキ件陳情書」により再び境内地に復旧したのは典型的な例である。

表1. 内地の社寺境内地是正に関する動き

1895年	公園地内ノ境内区域是正ノ件
1896年	公園設置後建設ノ寺院仏堂境内区域取調ノ件
1903年	社寺仏堂境内使用取締規則
1924年	神社に關係ある公園の經營に関する協議会

(3) 「外苑」の誕生と「森林美学」(大正期～昭和初期)

明治大正期の境内地と公園の関係性において画期となったのが昭和元(1926)年に竣工した明治神宮である。明治神宮造営の議は明治天皇崩御によって起り、大正2(1913)年に神社奉祀調査会が設立され本格的に計画が始まった。当初、明治という時代の固有性を表現する新様式創出論が起り、結果、伝統的な神社境内を表現する「内苑」と西洋近代的な明治・大正の文明の世(公園的施設の隆盛)を表現する「外苑」に分ける案に落ち着いた。これを機に「外苑」という言葉が認知されるようになったとされるが、「皇居外苑」という呼称も明治神宮造営に影響を受けたとされる^{註5)}。

また、当初煙害の懸念など課題が多かった都市部での大規模な「永遠の杜^{註6)}」の造成に成功した結果、明治神宮林苑計画担当技師であった上原敬二や本郷高德らが主張した境内林は自然林の永遠性を理想とする「森林美学的神社風致論」がその後の林苑界で主流となっていった^{註7)}。

3. 時期別の附屬地の神社の立地状況

附屬地の境内地と公園はどのような関係にあったのか。まず、附屬地の神社の創設年と立地について、文献⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾より22社(全32社中)について整理した(表2)。神社の立地は、初期の市街部期と中期～後期の山間部期の大きく2つの時期に分けられた。

3-1. 市街部期 (1905年～1920年)

明治38(1905)年の安東神社創建を皮切りに附屬地では続々と神社が建てられ、その多くが市街部の立地であった(全22社中17社)。さらにその内10社は市街部の公園内に建てられていた。熊岳城公園は、熊岳城神社の建設に着手すると同時に神社周囲を公園としたとされ、海城公園も同様の特徴が見られるが、これは明治初期～中期の内地の「公園は社寺の付属物」とする概念と同調しているようである。しかし、市街部の公園内に建てられたその他の8社は公園建設後に建てられたもので、「公園の一構成要素としての神社」という性格が強く、内地の概念とは逆転しているように思われる。つまり、市街部期の神社にも大きく三つのタイプがあり、特に境内地と公園の関係性については、統一的な基準は無く、区別が曖昧なものであった可能性が推測される。

3-2. 山間部期 (1914年～1939年)

附屬地の神社が建設された立地として市街部に次いで多いのが山間部(小山・高地を含む)である。創建

当初から山間部に立地するのは5社、移転を期に山間部立地となるのが3社である。公園という名の付く山間部も多く含まれ、市街部期と同様に境内地と公園の混同はこの時期もあったものと見られる。

しかし、山間部期において特にもう1点注目したいのが大正13(1924)年以降の数が多い点である。ここで内地の動向を振り返るが、内地では大正7(1918)年に林苑計画界の大家であった上原敬二が『神社境内林論』¹¹⁾を發表して以降、境内林は自然林の永遠性を理想とする「森林美学的神社風致論」が主流となっていた^{註8)}。山間部は人の手が付けられていない自然林が多く、附屬地の神社の山間部への移転・創建数の増加はこれに影響を受けたものと推測される。しかし、実際には内地の理論を附屬地で実践に移すような学問的交流が当時の林苑界限では存在したのであろうか。『沿革全史』によると、「満洲神職会」という組織が大

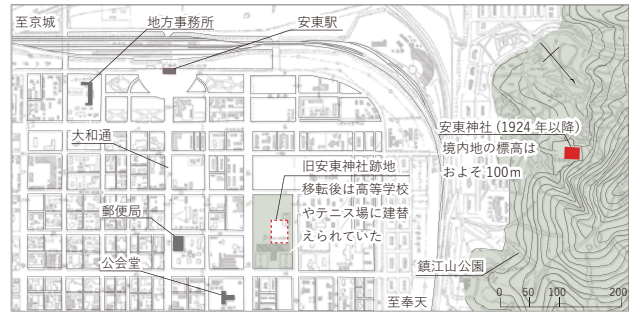


図1. 山間部期に移転した安東神社の例(移転前後の立地)

出典『南満洲鐵道株式会社土木十六年史』(1926)¹²⁾の安東附屬地平面図(1923)、『滿鉄附屬地經營沿革全史』(1939)⁵⁾の安東附屬地平面図(1932)に加筆して作成した。安東神社は創建当初市街部に立地していたが、1924年に山間部の鎮江山公園内に移転した。

表2. 満鉄附屬地神社の創立年と立地

時期	市街部期	山間部期	是正期																																					
西暦	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	
各神社の創立年と立地	安東神社創立 ●——市街地中央——→																				移										鎮江山公園(1909～)									
	遼陽神社創立 ●——										—白塔公園(1908～)—										→																			
	公主嶺神社創立 ●——										—公主嶺公園(1908～)—										→																			
	撫順神社創立 ●——										—千金寨山麓桜ヶ丘——										→																			
	瓦房店神社創立 ●——										—瓦房店公園(1908～1926)—										→																			
	海城神社創立 ●——										—海城公園(1914～)—										→																			
	大石橋神社創立 ●——										—蟠龍山公園(1914～)—										→																			
	本溪湖神社創立 ●——										—神社山山頂——										→																			
	熊岳城神社創立 ●——										—熊岳城公園(1914～)—										→																			
	鉄嶺神社創立 ●——										—鉄嶺公園(1912～)—										→																			
	范家屯神社創立 ●——										—?公園——										→																			
	新京神社創立 ●——										—敦島区平安町——										→																			
	奉天(春日)神社創立 ●——										—春日公園の隣地——										→																			
	昌圖神社創立 ●——										—街中の西方浄地(小山)——										→																			
	開原神社創立 ●——										—附屬地第7区第9号地※——										→																			
	連山閣神社移転 ●——										—?公園——										→																			
	四平街神社創立 ●——										—中央公園(1918～)—										→																			
	營口神社創立 ●——										—營口公園(1905～)—										→																			
	郭家店神社創立 ●——										—北一条町三丁目※——										→																			
	鞍山神社創立 ●——										—鎮守山の高地——										→																			
蓋平神社創立 ●——										—駅東方の小山——										→																				
動向	・ 社寺仏堂境内使用取締規則(1903)										・ 本多静六										・ 神社に關係ある公園の經營に関する協議会(1924)																			
	「社寺境内林論」(1912)										・ 上原敬二「神社境内林論」(1918)										・ 明治神宮外苑竣工(1926)																			
・ 神社奉祀調査会発足(1913)										・ 満洲神職会設立(1920)										・ 關東州及南満洲鐵道附屬地神社規則(1922)																				

正9(1920)年に設立されていることが分かった。この組織発足の目的は、内地の神職会との研究連絡であったとされている。つまり、大正7(1918)年頃から「森林美学的神社風致論」が流行し、大正9(1920)年に「満洲神職会」の設立によって附属地と内地の学術的連携が可能となり、大正13(1924)年以降に「森林美学的神社風致論」を取り入れた附属地で神社の山間部移転・創設数が急増したとすれば辻褃が合う。

また、昭和5(1930)年には本溪湖神社が山麓の公園へ移転する際、立地は移転前の山頂のままであるべきと主張する反対派による裁判が実に第二審まで執り行われているが⁵⁾、この事例から、「満洲神職会」発足から僅か数年間で「森林美学的神社風致論」が附属地にも広まっていたことが推察される。

4. 附属地の境内地の変容

表2より昭和11(1936)年の奉天神社(旧春日神社)における外苑の設定や昭和3(1928)年の四平街神社の公園内から公園外への移転は、他の神社と比べて境内地における変化が特徴的であった。前章では神社の立地に着目したが、本章では境内地の具体的な空間的変容について内地の動向と比較しながら考察を行う。

4-1. 境内地と公園のゾーニング

大正7(1918)年から中央公園(旧四平街公園)内に鎮座していた四平街神社は昭和3(1928)年に中央公園正門前の隣地に移転した。『沿革全史』には、この移転の契機となったのが大正11(1922)年に関東庁令によって定められた『関東州及南満州鉄道附属地神社規則(以下、神社規則)』であったと記されている。この『神社規則』は、附属地の神社に関する初めての規則であった。これにより、四平街神社は神社として相当の設備を備える必要が生じ、結果として移転したのである。移転に伴い、境内地は格段と大きくなり中央公園との境に中央大街という大通りを挟むことで、境内地と公園の混同も解消されている。

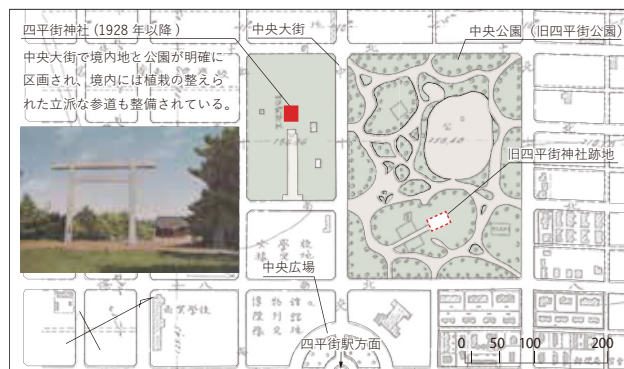


図2. 移転による四平街神社境内地の変化

出典『満鉄附属地経営沿革全史』(1939)⁵⁾の四平街附属地平面図(1932)に加筆して作成した。写真は辻子美氏コレクション『絵葉書 四平街神社』(年不詳)¹³⁾より転用した。

このゾーニングに関しては、2章でも触れたが大正13(1924)年に内務省神社局によって開催された「神社に關係ある公園の經營に関する協議会」が内地の關連する動向として考えられる。この協議会では、神社を主とする公園や神社を背景として設けられて居る公園に対して(1)神社公園として恥ずかしくないもの(2)神社と公園との区画を明らかにすることの2点の徹底が主張された^{註8)}。特に(2)は、移転による四平街神社の境内地の変容と一致している。つまり、境内地と公園の混同に關してのこの議論も附属地に影響を与えていたという可能性が推測される。

4-2. 外苑の出現

大正4(1915)年に春日公園隣地に建てられた奉天神社について注目される点は昭和11(1936)年の外苑の設定である。これは、『奉天神社誌』¹⁴⁾の「昭和11年に春日町十八番地の水源地を除く5,800坪について、満鉄奉天事務所長関屋梯蔵と無償借受契約」という記述に基くものであるが、『大陸神社大観』⁸⁾には、昭和6(1931)年に外苑の設定があったと記されており、文献によってその時期には相違が見受けられるが、1930年代であった事は確かである。

ここでまず「外苑」という用語が明治神宮外苑造営によって一般的に広まったものであって主に「明治神宮外苑」の事を指す言葉である点に注意したい。本来は伝統的神社空間である「内苑」と明確に弁別された近代的公共空間(公園的施設)の事を指し、それまで「神苑」と表現されてきた和風庭園とは異なる。しかし、2章で既に述べたが、神社ではない「皇居」においても皇居前広場を「外苑」と呼ぶようになるなど、当時「外苑」という語の定義は非常に曖昧なものであったと思われる。

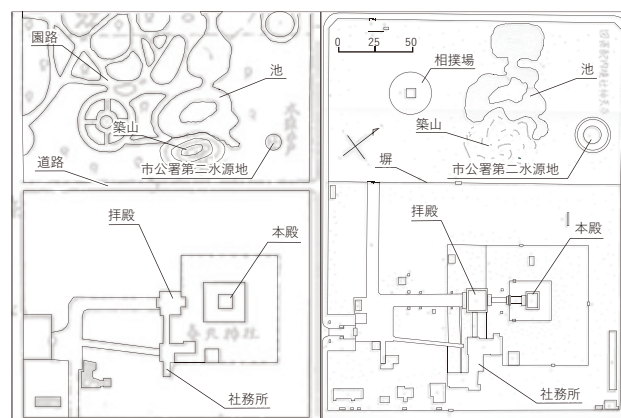


図3. 奉天神社の外苑設定前後の境内地及び春日公園の変化
1932年の春日公園期(左図)と1939年の奉天神社外苑期(右図)

出典 左図は『満鉄附属地経営沿革全史』(1939)⁵⁾の奉天附属地平面図(1932)、右図は『奉天神社誌』(1939)¹⁴⁾にもとづいて作成した。春日公園の南東の一部分5800坪と奉天神社との境界にあった道路が1936年に外苑に設定されたが、園路の消失以外目立った変化はない。

明治神宮外苑竣工から約10年前後の期間で奉天神社境内地においても設定された外苑は、上記のような内地の動向と同調していたのではないかと考えられる。外苑設定前後の春日公園期と奉天神社外苑期を見比べても、池や築山の配置、水源地の位置は変わらず、その他に特段の変化も見られない(図3)。つまり、この奉天神社の外苑の設定は、内地の皇居外苑のように「外苑」という新しい概念に名称のみ影響を受けた形であった可能性が高い。また、これを裏付けるように『大陸神社大観』には、奉天神社外苑について、昭和16(1941)年に「外苑を内苑に繰入れる等境内諸施設大いに整備した」と記されており、奉天神社の名称のみの「外苑」はその後見事に消失している。

奉天神社は境内地の他にも幾度と社殿建築の改築・境内諸施設の整備が行われており、附属地の神社の中では最も注力されたもののひとつであった^{註9)}。しかし、故に内地の当時の国家的プロジェクトであった明治神宮に大きな影響を受けたのだと考えられる。

5. おわりに

5-1. 結論

本研究では、近代日本において盛んに議論されてきた社寺境内地の公園的性格について3章で満鉄附属地での神社と公園の立地状況を時系列的に、4章で社寺境内地の具体的な空間構成の変化について、それぞれ内地の動向との関連性について考察を行った。結果的に明らかになった日本内地と附属地での境内地と公園の関係性については表3に整理した。

まず、附属地の神社は、大きく市街部期と山間部期に分けられ、市街部期では内地同様に境内地と公園の立地的な混同が見られ、山間部期では内地の「森林美

学的神社風致論」等の影響を受けた可能性が推測された。また、境内地の変容に関しても「神社に関係ある公園の経営に関する協議会」や明治神宮外苑造営の影響を色濃く受けている可能性も示唆された。

5-2. 今後の課題

本研究は、境内地の公園的性格について神社行政的又は林学的観点からの考察が主となったように思う。しかし、公園の性格についてより多くの事を明らかにするためには、公園緑地計画的な観点も必要であると考える。

【補注】

- 註1) 以下、神社境内地は「境内地」と略記。神社と寺院の両者の境内地を対象としている場合は「社寺境内地」と表記。
- 註2) 参考文献1)2)3)4)では満州の神社・造園について別個に述べられているが、神社と公園の関係性については触れられていない。
- 註3) 参考文献6)において佐藤が指摘している。
- 註4) 参考文献7)の第III部第13章において河村がこれを指摘している。
- 註5) 参考文献7)の第I部第3章で藤田が述べている内容を主に参考にしている。皇居外苑の他にも靖国神社外苑計画にも触れている。
- 註6) 明治神宮で造営された、天然林ではなく人の手を入れずに永遠に続く人工の境内林のことを指す。
- 註7) 参考文献7)の第I部第2章において畔上が上原らの境内林論を「森林美学的神社風致論」と呼称しているのに倣った。
- 註8) 参考文献7)の第III部第13章を参考にした。
- 註9) 参考文献5)より満鉄からの建設費その他の臨時寄進金額が附属地の神社の中で最も高額であったのが奉天神社であった。

【参考文献】

- 1) 佐藤昌「満洲造園史」日本修景協会 1985
- 2) 嵯峨井建「満州の神社興亡史」芙蓉書房出版 1998
- 3) 鬼塚祐希「南満州鉄道付属地における公園の空間構成と計画の変遷に関する研究」日本建築学会九州支部研究発表会 2018
- 4) 津田良樹、中島三千男、堀内寛見、尚峰「旧満洲国の「満鉄附属地神社」跡地調査からみた神社の様相」神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議 2007
- 5) 南満州鉄道総裁室地方部残務整理委員会「満鉄附属地経営沿革全史上中下」南満州鉄道株式会社 1939
- 6) 佐藤昌「日本公園緑地発達史」都市計画協会研究所 1967
- 7) 藤田誠、青井哲人、畔上直樹、今泉宜子「明治神宮以前・以後 近代神社をめぐる環境形成の構造転換」鹿島出版会 2015
- 8) 嵯峨井建「大陸神社大観」ゆまに書房 2005
- 9) 藪田稔、橋本政宣編「神道史大辞典」吉川弘文堂 2004
- 10) 小笠原省三「海外神社史」ゆまに書房 2004
- 11) 上原敬二「神社境内林論」『大日本山学会報』424 1918
- 12) 南満州鉄道株式会社土木課「南満州鉄道株式会社土木十六年史」南満州鉄道株式会社 1926
- 13) 辻子実氏コレクション「絵葉書 四平街神社」(年不詳)
- 14) 山内祀夫「奉天神社誌」奉天神社社務所 1939

表3. 日本内地と満鉄附属地での境内地と公園の関係性の比較

	神社の付属物としての公園 (1873年～)	境内地を是正する動き (1895年～)	明治神宮造営計画 (1912年～)
日本内地	<p>①神社の付属物としての公園 日本内地では太政官布告第16号によって初の公園が誕生する。市区改正審議会議案の多くも社寺地が利用される。</p>	<p>②公園を廃止し境内地に復帰 ③境内地と公園の明確な線引き</p> <p>麹町公園と日枝神社の例など 神社に関係ある公園の経営に関する協議会など</p>	<p>④自然林の永遠性を理想とする「森林美学的神社風致論」が境内林の主流になる (1919年頃～) ⑤明治神宮外苑(≠神苑)を模倣する動きが見られる。</p>
満鉄附属地	<p>市街部期 (1905年～1920年) ①に影響 神社の付属物としての公園 (①の影響) 公園の一構成要素としての神社 (①が変化)</p>	<p>山間部期 (1914年～1939年) 内地の神職会との研究連絡を目的とした組織であった満洲神職会が1920年に創設されている。 特に1924年以降に多く見られる。 自然林の多い山間部への移転・新設が急増 (④の影響)</p>	<p>境内地の空間構成の変化 (1928年～1939年) 神社が公園の外に移転 (四平街神社の事例) (②,③の影響) 公園が神社の外苑化 (奉天神社の事例) (⑤の影響)</p>